



公 示 送 達 書		
令和7年9月16日		
大野 重宏 様		
福島県岩瀬郡天栄村長 添田 勝幸		
		
下記の書類は、当天栄村役場税務課に保管してありますから、来庁の上受領してください。		
書類の送達を受けるべき者	住 所	
	氏 名	大野 重宏
送 達 す る 書 類 の 名 称	過誤納金税充当通知書	
注 意	地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなします。	